

消 防 予 第 5 9 号  
平成22年2月 5日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について（通知）

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号。以下「7号省令」という。）、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第8号。以下「8号省令」という。）及び消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（平成22年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。）が、平成22年2月5日に公布されました。

近年、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する場合が増加していますが、この場合に防火対象物全体として消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（16）項イに該当するため、新たに共同住宅部分についても消防用設備等の設置・改修が必要となることから、福祉施設の新設時において入居を拒否される、あるいは、既存のものにあっても退去を求められるといった事態が懸念されているところです。今回の省令の制定及び改正は、これに対応するため、家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状の福祉施設については、一定の構造要件を満たした場合に、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を一部要しないとすること等により、消防用設備等の設置基準を合理化するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

第一 7号省令に係る事項

- 1 複合型居住施設及び複合型居住施設用自動火災報知設備の定義を定めたこと（7号

省令第2条関係)。

- 2 複合型居住施設において、自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、複合型居住施設用自動火災報知設備としたこと（7号省令第3条第1項関係）。
- 3 複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、令第21条第2項及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第23条から第24条の2までの規定の例によることとしたこと。ただし、令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満の複合型居住施設にあつては、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第3条第2項及び第3項の例により設置することができることとしたこと（7号省令第3条第2項関係）。
- 4 次の(1)から(5)のいずれにも適合するとき限り、福祉施設等及び令第21条第1項第11号から第14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができることとしたこと。ただし、受信機を設けない場合は、この限りでない（7号省令第3条第3項関係）。
  - (1) 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
  - (2) 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
  - (3) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
  - (4) (3)の開口部には、防火設備である防火戸（3階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次のア及びイに定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
    - ア 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
    - イ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
  - (5) 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

## 第二 8号省令に係る事項

### 1 規則の一部改正に関する事項

(1) スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等として、令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設(障害者ケアホーム・グループホーム)に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからオまでに定めるところにより、同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの10階以下の階を規定したこと(8号省令による改正後の規則(以下「改正規則」という。)第13条第1項関係)。

ア 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

イ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。

エ ウの開口部には、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次の(ア)及び(イ)に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(ア) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

オ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であること。

(2) 誘導灯を設置することを要しない防火対象物又はその部分として、令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設(障害者ケアホー

ム・グループホーム)に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからオまでに定めるところにより、同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。)を加えたこと(改正規則第28条の2第1項及び第2項関係)。

ア 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

イ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。

エ ウの開口部には、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次の(ア)及び(イ)に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(ア) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにおいて、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

オ 令別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

(3) その他に関する改正事項

ア 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物については、11階以上の防火対象物は含まれないことから、規則第12条の2第2号ホの「十一階以上の階にあっては百平方メートル以下」の部分削除したこと(改正規則第12条の2関係)。

イ 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物における開放型スプリンクラーヘッド及び標準型ヘッドの水平距離については、令第12条第2項第2号ハにおいて規則に委任されていることから、当該事項について規定したこと(改正規則第13条の5第2項関係)。

2 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)

の一部改正

- (1) 特定共同住宅等の定義に、令別表第一表（16）項イに掲げる防火対象物（同表（5）項ロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設（障害者ケアホーム・グループホーム）に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも100平方メートル以下であるものに限る。）を加えたこと（8号省令による改正後の特定共同住宅等省令（以下「改正特定共同住宅等省令」という。）第2条第1号関係）。
- (2) 福祉施設等の定義を加えたこと（改正特定共同住宅等省令第2条第1号の2関係）。
- (3) 住戸等の定義に、各独立部分で令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを加えたこと（改正特定共同住宅等省令第2条第2号関係）。
- (4) 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等としたこと（改正特定共同住宅等省令第3条第2項関係）。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備（11階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

		動力消防ポンプ設備	
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備（11階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備（11階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備（11階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

(5) 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務してい

る者に限る。)に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けることとしたこと（改正特定共同住宅等省令第3条第3項関係）。

- (6) 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等としたこと（改正特定共同住宅等省令第4条第2項関係）。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が六以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備

### 第三 2号告示に関する事項

特定共同住宅等省令の改正に伴い、以下の告示の引用箇所を改めたこと。

- 1 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第17号）
- 2 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号）
- 3 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）

#### 第四 施行期日

7号省令、8号省令及び2号告示は、公布の日から施行することとしたこと。

○総務省令第七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定める。

平成二十二年二月五日

総務大臣 原口 一博

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第二十九条の四第一項の規定に基づき、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（同項に規定するものをいう。第三条第一項において同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 複合型居住施設 令別表第一(㉮)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が五百平方メートル

未満で、かつ、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存しないもの(令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物及び消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物を除く。)をいう。

二 複合型居住施設用自動火災報知設備 複合型居住施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(自動火災報知設備に代えて用いることができる複合型居住施設用自動火災報知設備)

第三条 複合型居住施設において、令第二十一条第一項及び第二項の規定により設置し、及び維持しなければならない自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、複合型居住施設用自動火災報知設備とする。

2 前項に定める複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、令第二十一条第二項及び規則第二十三条から第二十四条の二までの規定の例による。ただし、令別表第

一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「福祉施設等」という。）の床面積の合計が三百平方メートル未満の複合型居住施設にあつては、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第五百五十六号）第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第三条第二項及び第三項の例により設置することができる。

### 3

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも適合するとき限り、福祉施設等及び令第二条一条第一項第十一号から第十四号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができる。ただし、受信機を設けない場合は、この限りでない。

一 福祉施設等の居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。）を、準耐火構造（同条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。）の壁及び床（三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。）の壁及び床）で区画したものであること。

二 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。）で、その他の部分にあつては難燃材料（同条第六号に規定する難燃材

料をいう。)でしたものであること。

三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

四 前号の開口部には、防火設備(建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備をいう。)である防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

五 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号、第三号及び第九号並びに同条第二項第二号ハ、第二十六条第一項ただし書並びに第二十九条の四第一項の規定に基づき、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月五日

総務大臣 原口 一博

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二号ホ中「、防火対象物の十階以下の階にあつては」及び「、十一階以上の階にあつては百平方メートル以下」を削る。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、令別表第一(㉮)項イに掲げる防火対象物の

うち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物（同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階とする。

一 居室を、準耐火構造の壁及び床（三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

二 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

四 前号の開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防

火戸) (廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。) で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。) を設けたものであること。

イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

五 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

第十三条の二第二項中「以上であるもの」の下に「(第十三条の五第二項において「高感度型ヘッド」という。)」を加える。

第十三条の五第二項中「前項に規定する小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッドは第十三条の三第二項(第一号を除く。)の例により、標準型ヘッドは第十三条の二第四項第一号の例により、放水型ヘッド等」を「令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分

には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッドにあつては第十三条の三第二項（第一号を除く。）の例により、開放型スプリンクラーヘッドにあつては第一号に定めるところにより、標準型ヘッドにあつては第十三条の二第四項第一号の例によるほか第二号に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつて」に改め、同項に次の二号を加える。

一 開放型スプリンクラーヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように設けること。

二 標準型ヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、耐火建築物以外の建築物にあつては二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の式により求めた距離）以下、耐火建築物にあつては二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、同項の式により求めた距離）以下となるように、それぞれ設けること。

第二十八条の二第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(㉑)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。）

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床（三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の

床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができ、廊下、階段その他の通路に面していること。

第二十八条の二第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。）

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床（三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「防火対象物」の下に「及び同表(イ)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。」を加え、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

第二条第二号中「及び寄宿舎の寢室」を「、寄宿舎の寢室及び各独立部分で令別表第一(六)項ロ及

びハに掲げる防火対象物の用途に供されるもの」に改める。

第三条第一項中「特定共同住宅等において」を「特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において」に改め、同条第三項第一号中「の部分に限る」を「の部分に限り、福祉施設等を除く」に、「規則第十三条第一項第一号ロ」を「規則第十三条第二項第一号ロ」に、「規則第十三条第一項第一号ハ」を「規則第十三条第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「管理人室」の下に「（福祉施設等にあるものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第三号中「イからハまで」を「イからトまで」に改め、同号へ中「イからホまで」を「イからハまで」に改め、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

第三条第二項第四号中「イからホまで」を「イからハまで」に改め、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を、

当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類	構造類型	二方向避難型特定共同住宅等	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
	階数	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
		地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備	共同住宅用自動火災報知設備

		開放型特定共同住宅等			
地階を除く階数が十一	地階を除く階数が十以下のもの	地階を除く階数が五以下のもの	地階を除く階数が十一以上のもの	動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
屋内消火栓設備（十一	動力消防ポンプ設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備	動力消防ポンプ設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備	動力消防ポンプ設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備
共同住宅用スプリンク	共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備		

	二方向避難・開放型特 定共同住宅等	
以上のもの	地階を除く階数が十以 下のもの	地階を除く階数が十一 以上のもの
階以上の階に設置する ものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備（十一 階以上の階に設置する ものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備
ラー設備 共同住宅用自動火災報 知設備	共同住宅用自動火災報 知設備又は住戸用自動 火災報知設備及び共同 住宅用非常警報設備	共同住宅用スプリンク ラー設備 共同住宅用自動火災報 知設備

	その他の特定共同住宅等	動力消防ポンプ設備	
	地階を除く階数が十以上のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

第四条第一項中「特定共同住宅等において」を「特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において」に改め、同条第四項中「管理人室」の下に「（福祉施設等にあるものを除く。）」を加え、「前条第二項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第二項第三号又は第四号」を「前条第三項第三号又は第四号」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「前条第二項第三号

及び第四号」を「前条第三項第三号及び第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類	構造類型	二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
		地階を除く階数が五以下のもの	地階を除く階数が六以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
				自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備

	二方向避難・開放型特定共同住宅等	警報設備	
	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表（第一条関係）

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ、ニ （略）</p> <p>ホ 区画された部分すべての床の面積が 二百平方メートル以下 であること。</p> <p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）</p> <p>第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、令</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ、ニ （略）</p> <p>ホ 区画された部分すべての床の面積が、防火対象物の十階以下の階にあつては二百平方メートル以下、十一階以上の階にあつては百平方メートル以下であること。</p> <p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）</p> <p>第十三条</p>

別表第一(ア)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階とする。

一 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

二 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であ

ること。

四 前号の開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一面から八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

五 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

2| 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項ロに掲げる防火対象物並び

令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項ロに掲げる防火対象物並び

に同表(イ)項に掲げる防火対象物で同表(ニ)項、(四)項又は(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)の階(地階及び無窓階を除く。)の部分で、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

3| 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一〇十二 (略)

(標準型ヘッド等)

第十三条の二 (略)

2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドで感度種別が一種であり、かつ、有効散水半径が二・六以上であるもの(第十三条の五第二項において「高感度型ヘッド」という。)とする。

3・4 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 (略)

2 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はそ

に同表(イ)項に掲げる防火対象物で同表(ニ)項、(四)項又は(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)の階(地階及び無窓階を除く。)の部分で、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2| 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一〇十二 (略)

(標準型ヘッド等)

第十三条の二 (略)

2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドで感度種別が一種であり、かつ、有効散水半径が二・六以上であるもの(第十三条の五第二項において「高感度型ヘッド」という。)とする。

3・4 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 (略)

2 前項に規定する小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッ

の部分には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッドにあつては第十三条の三第二項（第一号を除く。）の例により、開放型スプリンクラーヘッドにあつては第一号に定めるところにより、標準型ヘッドにあつては第十三条の二第四項第一号の例によるほか第二号に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の例により、それぞれ設けなければならぬ。

一 開放型スプリンクラーヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように設けること。

二 標準型ヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、耐火建築物以外の建築物にあつては二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の式により求めた距離）以下、耐火建築物にあつては二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、同項の式により求めた距離）以下となるように、それぞれ設けること。

3 9 (略)

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする

ドは第十三条の三第二項（第一号を除く。）の例により、標準型ヘッドは第十三条の二第四項第一号の例により、放水型ヘッド等

は前条第三項の例により、それぞれ設けなければならぬ。

3 9 (略)

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする

一〇三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く)。

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く)。( )の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあ

一〇三 (略)

令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路

つては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路

誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一〇二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く)。

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く)。( )の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあ

誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一〇二 (略)

つては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

四 令別表第一(一)項から[六]項までに掲げる防火対象物の階段又

三 令別表第一(一)項から[六]項までに掲げる防火対象物の階段又

は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの  
3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導  
標識については、次の各号に定める部分とする。  
一 三 (略)。

は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの  
3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導  
標識については、次の各号に定める部分とする。  
一 三 (略)

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表（第二条関係）

○ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）

改正案	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物及び同表(イ)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物</p>

限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。

一の二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。

三〇十八 (略)

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。

二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室及び寄宿舎の寝室

を含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。

三〇十八 (略)

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。





同住宅等 開放型特定共 二方向避難・		
地階を除く階 数が十以下の もの	地階を除く階 数が十一以上 のもの	地階を除く階 数が十以下の もの
自動火災報知 設備 屋外消火栓設 備	自動火災報知 設備 屋外消火栓設 備 動力消防ポン プ設備 スプリンクラ ー設備 するものに限 る。	自動火災報知 設備 屋外消火栓設 備 動力消防ポン プ設備
共同住宅用自動 火災報知設備又 は住戸用自動火	共同住宅用自動 火災報知設備	共同住宅用自動 火災報知設備

	共同住宅等	その他の特定							
	もの	地階を除く階数が十以下の							
ブ設備	動力消防ポン	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	ブ設備	動力消防ポン	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	ブ設備	動力消防ポン
		火災報知設備	共同住宅用自動					警報設備	共同住宅用非常
								共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用自動
									火災報知設備
									災報知設備及び

		地階を除く階数が十一以上のもの	
	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するものに限る。）	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備
プ設備	動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動	共同住宅用自動
	屋外消火栓設備	共同住宅用自動	共同住宅用自動
	自動火災報知設備	共同住宅用自動	共同住宅用自動
	屋外消火栓設備	共同住宅用自動	共同住宅用自動
	動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動	共同住宅用自動

3| 前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要と

される初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからトまでに定めるところによること。

イ ホ (略)

ヘ 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあつて

2| 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要と

される初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからへまでに定めるところによること。

イ ホ (略)

は、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

ト イからへまでに規定するもののほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからへまでに定めるところによること。

イゝハ （略）

ニ 福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

ホ （略）

ヘ イからホまでに規定するもののほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

4| 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

ヘ イからホまでに規定するもののほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからホまでに定めるところによること。

イゝハ （略）

ニ （略）

ホ イからニまでに規定するもののほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

3| 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号口の基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。共同住宅用スプリンクラー設備

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）。共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能

一 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限る。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限る。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第一項第一号口の基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第一項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。共同住宅用スプリンクラー設備

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）。共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能

「という。」を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

(次の表略)

2) 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常

用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類	構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる
	二方向避難型 特定共同住宅 等及び開放型			地階を除く階数が五以下のもの
				防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

「という。」を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

(次の表略)

その他の特定	二方向避難・開放型特定共同住宅等	特定共同住宅等
すべてのもの	地階を除く階数が十一以上のもの	地階を除く階数が六以上のもの
自動火災報知設備	自動火災報知設備 又は非常警報器具 又は非常警報設備	自動火災報知設備 又は非常警報器具 又は非常警報設備
共同住宅用自	共同住宅用自動火災報知設備 共同住宅用自報設備	共同住宅用自動火災報知設備 共同住宅用自報設備 住宅用非常警報設備

共同住宅等	設備	動火災報知設
	非常警報器具 又は非常警報 設備	備

3 前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、前条第三項第三号及び第四号の規定を準用する。

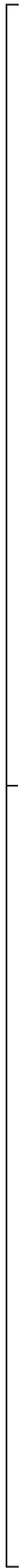
4 前条第三項第三号又は第四号の規定により、通常用いられる消防設備等に代えて必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第一項及び第二項の規定の適用については共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したものともみなす。

5 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

2 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、前条第二項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 前条第二項第三号又は第四号の規定により、通常用いられる消防設備等に代えて必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第一項の規定の適用については共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したものともみなす。

4 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第二項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。



○消防庁告示第二号

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第八号）の施行に伴い、並びに特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第三条第二項第二号チ、同項第三号イただし書及びへ並びに同項第四号ホの規定に基づき、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十二年二月五日

消防庁長官 河野 栄

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

（共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正）

第一条 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第一中「第三条第二項第二号チ」を「第三条第三項第二号チ」に改める。

(共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正)

第二条 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十八号)の一部を次のように改正する。

第一中「第三条第二項第三号イただし書及びへ」を「第三条第三項第三号イただし書及びト」に改める。

第三第一号中「第三条第二項第三号イただし書」を「第三条第三項第三号イただし書」に改める。

(住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正)

第三条 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第一中「第三条第二項第四号ホ」を「第三条第三項第四号へ」に改める。

第三第一号中「第三条第二項第四号ロ」を「第三条第三項第四号ロ」に、「第三条第二項第三号イただし書」を「第三条第三項第三号イただし書」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示案新旧対照表

○ 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）<u>第三条第三項第二号</u>に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）<u>第三条第二項第二号</u>に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。</p>

○ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）<u>第三条第三項第三号イただし書及びトに規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。</u></p> <p>第三 設置及び維持に関する技術上の基準</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一 省令<u>第三条第三項第三号イ</u>ただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>二〇十一 (略)</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）<u>第三条第二項第三号イただし書及びトへに規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。</u></p> <p>第三 設置及び維持に関する技術上の基準</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一 省令<u>第三条第二項第三号イ</u>ただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>二〇十一 (略)</p>

○ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）<u>第三条第三項第四号へ</u>に規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。</p> <p>第三 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準</p> <p>住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一 <u>省令第三条第三項第四号</u>においてその例によることとされる省令<u>第三条第三項第三号</u>イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。</p> <p>(一) (三) (略)</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）<u>第三条第二項第四号</u>ホに規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。</p> <p>第三 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準</p> <p>住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一 <u>省令第三条第二項第四号</u>においてその例によることとされる省令<u>第三条第二項第三号</u>イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。</p> <p>(一) (三) (略)</p>

二  
九  
(略)

二  
九  
(略)